

事務連絡

平成 31 年 1 月 10 日

各都道府県私立学校主管課長 殿

文部科学省高等教育局私学部私学助成課

私立高等学校等における補助対象事業の実施計画調査等について

日頃より、当課の業務に対し、御理解、御協力をいただき誠にありがとうございます。

2019 年度（平成 31 年度）における補助事業執行事務（実施予定事業の規模）等の基礎資料とするため、下記のとおり、補助対象事業に関する実施計画調査を実施します。

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮ですが、所轄の私立学校（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚園及び幼保連携型認定こども園は調査対象外））に周知いただきますとともに、回答を取りまとめの上、御提出願います。

短期間での依頼となり申し訳ありませんが、何卒御協力の程よろしくお願ひいたします。

また、下記 4. に示す 2019 年度（平成 31 年度）予算の執行方針等についても、所轄の私立学校に周知いただきますようお願いします。

記

1. 本調査について

「私立高等学校等における補助対象事業の実施計画調査について」（平成 30 年 6 月 12 日付け事務連絡。以下「前回調査」という。）において、2019 年度（平成 31 年度）概算要求の基礎資料等として、本調査を実施させていただきましたが、その後に各法人における施設整備計画の見直し等による事業

取りやめや、2018年度（平成30年度）の一連の自然災害を踏まえた事業の前倒し等のケースが見受けられました。このことから、各法人における今後の実施予定時の規模等を把握するため、改めて実施計画調査を行うこととします。

前回調査においても、各法人における直近の施設整備計画の内容を踏まえた上で回答いただいたものと承知していますが、今回調査の回答に当たっては、今年度の一連の自然災害に対応するための施設整備など直近の状況を改めて御確認いただき、それらを反映した精度の高い施設整備計画に基づき、記載いただきますようお願いします。

なお、前回調査時に計上された事業に基づいて2019年度（平成31年度）概算要求を行っていることから、前回調査及び本調査の両方に計上された事業と、本調査のみに計上された事業又は本調査に未計上の事業とでは、今後の採択において取扱いが異なることとなります。

## 2. 今回の調査対象

- ・2019年度（平成31年度）又は2020年度に着手する事業

「私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））交付要綱」（平成13年4月1日文部科学大臣裁定。以下「交付要綱」という。）に記載されている事業のうち以下のものであって、事業着手（契約）が2019年度（平成31年度）又は2020年度のもの。

＜高機能化整備事業＞

＜防災機能強化施設整備事業＞

＜エコキャンパス推進事業＞

※2019年度（平成31年度）以降の交付要綱の改定は、別途連絡しますが、本調査では現行の交付要綱を基に記載願います。

### 【留意事項】

- 1.に示したとおり、前回調査では十分に施設整備計画が検討されていない状況で登録された事業等があり、実際に申請された補助事業との間に大きな相違が生じ、予算の効率的な執行に支障が出る事態がありました。本調査への回答に当たっては、担当部署のみならず、法人の年度計画等を踏まえ、実施が確実な計画を登録してください。
- 提出様式は添付の記入例を参考に記入してください。
- 補助事業の要件等に関しては、「平成30年度私立学校施設整備費補助金

（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費（防災機能強化施設整備事業））に係る事業募集について」（平成31年1月9日付け30高私助第27号）添付の計画調書作成要領等を参照してください。

## 2. 提出様式

- 実施計画調査回答票（2019・2020年度事業着手分（私立学校施設整備費補助金））

※補助対象事業を実施する予定がない場合は、提出は不要ですが、その旨を御連絡願います。

## 3. 提出方法及び提出期限

都道府県ごとに取りまとめの上、電子メールにて回答願います。

- 提出先：josei2@mext.go.jp
  - 提出期限：平成31年1月31日（木）17:00【厳守】
  - メール件名：【都道府県名】施設整備実施計画調査回答
  - ファイル名：【都道府県名】施設整備実施計画調査回答
- ※回答票はエクセルファイルにて提出してください（PDFファイル等に変換しないでください）。

## 4. 2019年度（平成31年度）予算の執行方針等について

私立の幼稚園から高等学校までの耐震化率は90.3%と、前年度から1.9ポイント上昇しているものの、公立小中学校の99.2%と比べて遅れており、私立高校等の耐震化は喫緊の課題です。

今般、2020年度までの3年間で集中的に実施すべき対策として「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）（以下「重要インフラの緊急対策」という。）が取りまとめられました。その中で、私立学校に関しては以下の対策等が掲げられており、そのための予算を、2018年度（平成30年度）第二次補正予算案及び2019年度（平成31年度）予算案において計上（平成30年12月21日に閣議決定）しているところです

- 学校施設等の構造体の耐震化に関する緊急対策  
(達成目標)

学校設置者が2020年度までに計画している倒壊し又は崩壊する危

陥性が特に高い施設（Is 値 0.3 未満）の耐震化を概ね完了

- ・学校施設等の耐震性及び劣化状況に関する緊急対策

（達成目標）

緊急点検の結果を踏まえ、屋根や外壁、内壁、天井等の耐震性及び劣化等に課題があり、対策の緊急性の高い学校施設等を全て改善

- ・ブロック塀等の安全確保に関する緊急対策

（達成目標）

ブロック塀等の安全対策が必要な箇所を全て完了

このことを踏まえ、限られた予算の中で、可能な限り多くの私立大学等の耐震化に資するべく、各法人からの申請状況によっては、以下の執行方針を執る可能性があります。また、2019年度（平成31年度）予算で募集する事業については、予算成立後の速やかな執行を図るため、2月に計画調書の提出を依頼する可能性がありますので、それまでに法人において必要書類を準備いただくよう周知願います。

- (1) 事業募集に当たって、重要インフラの緊急対策を踏まえ、事業区分を限定し、優先順位を付して募集する可能性があること。

（例）

- ・重要インフラの緊急対策に掲げられた対策に係る事業を優先して募集

- (2) 事業募集に当たって、国庫補助額の上限額を設ける可能性があること。

<本件問合せ先>  
文部科学省高等教育局私学部  
私学助成課助成第二係 青山、小野内、横山  
〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2  
TEL：03-5253-4111（内線 2746）  
FAX：03-6734-3396  
E-mail：josei2@mext.go.jp





